

國第
十回
參議院法務委員會會議錄第二十二号

昭和二十六年五月三十日(水曜日)午前
十一時四分開会

本日の会議に付した事件

○商法の一部を改正する法律施行法案
(内閣提出、衆議院送付)

○商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律

○非訟事件手続法の一部を改正する法 案(内閣提出、衆議院送付)

○有限会社法の一部を改正する法律案
律案(内閣提出、衆議院送付)

○商法の一部を改正する法律の一部を
(大臣提出 総議院添付)

○日刊新聞紙の発行を目的とする株式
改正する法律案(衆議院提出)

会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律案(衆議院)

○弁護士法の一部を改正する法律案 院提出)

○民事調停法案(衆議院提出)

○委員長(鈴木安孝君)　只今より委員

本日は先ず商法の一部を改正する法会を開きます

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

改正する法律案、有限会社法の一部を

改正する法律等 以上政府提出 商法の一部を改正する法律の一部を改正す

る法律案 日干新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び

持分の譲渡の制限等に関する法律案、
以上衆議院提出、計六案を便宜上一括

して議題に供します。御質疑のおあります。
○伊藤修君 私はこの際法務総裁並びに意見長官に対しまして御意見を伺いたいのであります。第一の問題は、最近政府の立法方針が非常に何といいますか、政府の責任を免る意味において私は解釈しますが、衆議院の名を以て、いわゆる議員立法の形式により提出される法案が多いのです。これは衆議院が独自に議員提出として発案なさることはこれは独自の権限でありますから差支えありませんが、そうではなくして実際は政府において立案され、そうして政府においてその法律施行を企図されておるにもかかわらず、その提案の名前を衆議院にかりて、そうして議会に提出する法案が多い、こういうふうに見受けられるのです。この傾向は絶対に私はやめて頂きたいと思うのです。若し政府においてどうして国民の生活の上において必要欠くべからざる事項であるとするならば、みずからの責任においてお出しになることが好ましいと思うのです。そうすることによつて初めてその法律に対するところの私は責任というものを生ずる、結果に対して大きな見通しも目的も寄せられるのだと思うのです。我々が審議しておるうちにおいても、どうも衆議院提出としても、その実際は政府提出と異なる審議ぶりを見るのであります。この際この点に対しまして一体政府はどういうお考え方を持つていらっしゃるか。飽くまでそういうような傾向を以て今後もお進みになるつもり

か、その点を先ずはつきりして頂きたく
思います。議員提出法案が相当多くなつておるのあります。この多数の議員提出法律案の中には、政府におきましても必要と認めまして、そうして各省においてそれ／＼提案の準備を進めておるものと内容の同一なものであります。ものが相当あるわけでございまして、政府といたしましては、政府の責任において提案すべきものはできるだけ政府で提案するという方針の下に準備を進めて参つておつたのであります。が、これらの法案につきまして衆議院の或いは参議院の議員のかた／＼におかれましてたま／＼同じ志を持つておられるかたがあります。議員提出法律案として提案せられるという場合におきまして、その内容が政府において定められておりましたものと同じようなものであり、又目的におきまして同じような場合におきましては、政府といたしましては政府の提案を差控えまして、議員提案の法律案を優先的に取扱うというと誤解がござりますが、政府の提案はその代りに差控えて、議員提出の法律案の提案を以て御審議を願うという形になつておるのが相當あります。るわけでありまして、これに対しまずおきまする構成員でありまする議員は、国会そのものが立法院でありまする性格から考えまして、その立法院においておきまする構成員でありまする議員をして必要な法律案の提案をされることが望ましいことであるか

ようにしておるのであります。もちろん、施行に際しまして予算案を同時に提案しなければならないという性質を持つた議案もあると思ひます。殊にこれが実施する必要がある事項、或いは予算に關係ある法律案、これらのものにつきましては、やはり予算案についての特許の計画といふものと不可分に御審議願わなければなりません関係上、政府の提案がやはり適当であると、かようにおかれまして提案のお考えのありを考えておるのでありまするが併しあずしも予算の伴わないもの、こうしたようなものにつきましては、折角議論におかれまして提案のお考えのありをす場合におきましては、その立法府の構成員であられまする御性格に鑑みまして、目的において、内容においてなど同一のものでありまするならば、この御提案に対しても御審議を願うとして差支えない、こう考えておられるわけでございまして、これは今期国会におきまして特に政府としてさよなら考え方をいたしておる次第でございます。このいたし方につきましては、やれども引続きかようなやり方をとつて参りたい、かように戸政といたしましては考えておる次第でござります。

差控えたという仰せであります。が、むしろそうではなくして、政府のほうから議員提出法案として求めておるというような形があるのでないか、こう思うのです。ということは、提案者に理由をお伺いしても、一つも満足な説明ができない。すべて政府において説明を補つておる。我々は漸くにして法律の内容を政府説明の言葉によつて辛うじて了承するという程度であります。これはそれ自体を捉えましても、眞に衆議院の議員諸君が自己の持つところの立法権によつて発案されたものと言ふことはできないことは、その一事を以ても明らかであります。私は何も議員立法を否定するものではありません。すべてが議員立法としてあるべきことを一番望んでおる次第であります。政府はたゞ／＼必要な部分に限つて御発案になるというよう、今大橋さんのおつしやるような行き方が一番望ましいとは思いますが、今日この過渡期においていわゆる形式のみを整えまして、すべてを議員立法にして、内容の整わないあり方といふものは、私はそれが延いて以て国民生活に重大なる影響を及ぼすと、こういう観点からいたしまして、政府といたしましてはこういう過渡期におきましては、みずから欲する法律はみずからの責任においてお出しになることが一番望ましいと思うのです。若し我々が企図するごとく、法務総裁が企図するがごとく、法案の立法権に基づまして、議員立法を主体として考えるならば、政府も又国会も協力いたしまして、政

府がお持ちになるような立法に対するところの大きな機関を国会に持つべきよう、政府のほうにおいて謙虚な気持で以て法制部を引渡して頂くとか、そういうあり方があつてこそ初めて国会の立法権の確立が見られるのでありますから、そういう時期にまだ至っていない今日、ただ形だけを整えるといふあり方は、それは国会法にいうところの議院立法権というものをここにクローズアップするという一つの目的のためにいいかとは存じますが、延いて以てそれが国民生活に重大なる關係を及ぼす結果を私たちが見れば、これは今日の過渡期において相当悩まなくちやならんと、かように考えます。

国会が真に国民の立法院といたしまして国民のために必要な法案の立案をできるだけ十分に有効にやつて頂く、それに対して御協力をいたしたいと、こういう考え方であるということを御了承を願いたいと存ずるのであります。併しお言葉もありましたる通り、何分にも從来の旧憲法時代の議会等においてはかようなことは殆ど皆無とは申しませんが、考え方としても非常に違つておりましたので、新らしい国会におきまして立法府としてのあり方を考えて見ますると、その理想の状態に達しますまでの間の過渡期というものには相當いろいろな困難はあると存じます。政府といたしましては、できるだけその立憲、又御審議によりまして、国民のための国会の立法ができるところにつきまして御協力をいたしたいたと、こういう考え方ございまして、責任を回避する意図は毛頭ないというふうなことを御了承願いたいと存じます。

名を借りて御提出になるという傾向は、これは国会法の欠点もあるのです。が、国会においても考えなくちやなんとと思うのですが、御承知の通り国会が制定された当時におましましては、事別管轄主義で以て各委員会に法律案が配属されたのですが、それが変更されまして、所管主義に変更されたのです。従つて所管ことに法案が各委員会に流れ参りまして、各委員会はそれ／＼独自に審議しておる形であります。これによつて起るところの欠陥、矛盾というものを我々は反省しながらやならんと思います。それと共に政府のほうにおいても私はお考え方を願いたいと思います。殊に法務総裁は内閣におけるところの最高顧問であらせられる関係上、又立法に対しましては意見長官において意見を述べられるということが当然予期されておると思うのです。然るにもかかわらず政府は立法の点を見まして、例えば自動車抵当法のごときは、これを立法なさる場合におましまして、ただ自動車といふその名前だけで以て運輸省においてこれを立法なさる。或いはそれを法制意見長官のほうへ廻つて十分審議をなさつておるのか、その内部関係のことは私としてはわかりませんが、こういうような法案に対しましては、少くとも意長官のほうにおいて相当な私は審議或いは意見というものが加えられない申しますれば杜撰ですが、ああいう

運輸省においてこれを審議して提案せよと命ぜられ、委員会に入つて行くという方は私は望ましくない。それは法務局の責任において国会にお出になるところの所管のところになりますすれば当法務委員会に入つて参りますから、そういう点を私はお考え併せて願いたいと思います。ということはそれによつて日本の法律体系と、いうものは崩れて参ります。日本の基本法規といふものの形が非常な矛盾を来たして来ます。その一例といたしまして、例えば商法の基本法規は我々の手によつて当法務委員会において起案され審議された。そしてその施行法案が現にここに出ておる。その商法の内容を変更する法律が大蔵省において起案されまして、そうしてこれを大蔵委員会において審議する。例えば消防法改正法案におきましては検査権を認めようとしておる。又我々は法務裁としも御所属になつていらつしやるからおわかりになると存じますが、弁護士法のごとき憲法に附属するところの重要な法律、これを法律を変更することが大蔵委員会において変更される。例えば弁護士はあらゆることについてできるといふ、従つて当然税務代理士の仕事もできるることは弁護士法の基本原則であるにもかかわらず、大蔵委員会において、大蔵省においてこれを外してしまふ。他の法律で以てこの基本法規を変更しようとした結果その点は修正いたしましたようありますけれども、併し大部分の弁護士に対する監督権といふものは依然として修正されども、併し大部分の弁護士に対する監督権といふものは依然として修正され

ようとしておる。その法案は恐らく通るでしよう。そうすると弁護士法の本的な考え方として、御承知の通り自ら主独立に弁護士会というものを出した。この基本的な立場を行政厅たるところの国税厅の監督に服せしめるところに矛盾した考え方方にここになつて輸委員会におきましていわゆる陪審に関する法律を作らうとしておる。いわゆる鉄道事故に関しましては運輸委員会において立案されるところの法律によつて、鉄道法によつてやるのか或いは特別法によつてやるのか知りませんけれども、交通事故に対するところの事案に対してもいわゆる参審員といふ者を設けて、その評議決定によつて裁判所に意見を述べるか基礎とせしめるか、事実認定に対する基礎とせしめて、というような考え方を企図して、これを立案化しておる。その他まあ挙げて参りますればたくさんあります。こういうようく日本の法律体系というのが各官厅によつて自由勝手に崩されて行くというあり方は、私は全くこれが法律の破壊であると思ひます。迷惑をするのは国民だけであります。又日本の一貫した法律体制といふものは、これによつて崩れる。国会においても考へなくちやならんが、提案者たる政府においてもまともな法律を立てるには到底不可能を各部局に透徹せしめるといふ行きかたに私は計らつて頂きたいと思ひます。これが両々相俟つてやらんといふと、将来恐るべき結果に至ると思います。この点を御言念のほどをお伺い

ておもだいと頬こます。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今伊藤委員のお述べになりました点につきましては、私は全く同感であります。從来法務府といたしましても、あらゆる法令の審議に參画をいたしております。從来少くとも法律案並びに政令案の審議には必ず法務府といたしまして參画をいたしておるのでございまして、この審議に対しましては只今御指示を頂きましたところ精神に従いまして事務を處理いたして参つたつもりであります。併しそう／＼御説明の法案等につきまして期待した通りな結果が現われて、いなかつたという点は、私いたしましたとしても極めて遺憾に存する次第でござりまするが、今後とも法務府といふもの命令、性格という点から考えて、あらゆる努力によりまして御趣旨に副うように努めたいと、かようになります。次第であります。

よそ政府から出すものであります限りは全部私の手許に参りまして、私が一まあの署名と申しますか、決裁をいたしましたして、それから総裁のほうへ届けまして、総裁の名においてすべての法律案は閣議に提案されるということになつております。従いまして自動車抵当法のことをもとより私の手許へ審査のために参るわけでございます。近頃は御承知の通りにたくさん法案がござりますので、この審査のほうも極めて我のほうで各省の便宜を図りまして、もう謄写版刷でも何でもいい、形をなしたもののがあつたら早く持ち込んで下さいといふ形でやつております。従いましてこの立案そのものは運輸省が言いましたものでありますので、運輸省がほんの下書き書いて来たものには違ひございませんけれども、私のほうの手許におきまして、法務府の中には民事局あたりそのほうの専門家もおりますし、又私のほうの部内にもおりますので、それらの者が一緒に会議をやりまして、そうして抵当法というものをまとめ上げたのでござります。従いましてそのでき上りが上手にできてるか不出来であるかということは別といたしまして、法務府として十分責任を持つて立案したつもりであり、且つ閣議整理の書類も確かに私の記憶では、運輸大臣と法務総裁が主管大臣として閣議整理書が右の通りに閣議決定されて然るべしと大臣になつておつたように思いますが、今度は表書きを附けまして閣議に出るのでございます。従いまして少しうまかく申上げ過ぎましたけれども、すべての法案について私どもは努力の

きる限りはかような手続によつてやつておりますのでござりますが、何分數百件の法案を短期間に仕上げなければならぬという制約もありますし、人員等も戦争前とちつとも変わらない人員でやつております関係で、でき上りが非常に不手際であるというお叱りに対しても、これは私は或いは弁明申上げるべき立場ではないかとも思ひますが、手続としてはさうな手続で、そぞうして閣議決定になりますと、内閣から国会に提出いたしますときの形では運輸大臣が発議であろうと厚生大臣が発議のものであろうと、すべて内閣閣僚大臣の名前において出でるわけであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 一々お答えを申上げるべきところでござりますが、詳しいことを申上げるべき材料もございませんけれども、今御指摘のありました一つの点でありますと、或る法案の例えは附則とかその他の末梢的部分において措置をしておるというお叱りでございます。これはもう確かにほうべでお叱りを受けておるところでございまして、我々身に染みておるのでござりますが、併しだこの際に多少の弁明を許して頂けますならば、例の国会法と行政組織法の政務次官の設置に関する法案のごとき場合、おのときは政務次官と議員との兼任関係において国会法三十九条を同時に直さなければならんという事情があつたのでございますが、あいいう場合にこれが別々の法案の形になつておりましたために、不測の事情によつて一つの法案がとうとく不成立になつてしまふ、いうような形で、道連れの片割れが、はぐれてしまふといふような場面がなつたびござりますので、純粹の技術的見地から申しますと、関係の非常に密接なものは一つの法案に結びつけておきたいといふ気持で出でるのでございまして、特に弁護士法を軽く考えたとか、その他の法案につきましても、どうぞございますが、それを軽く考えたとか、その他の法につきましてはさような技術上の問題は問題として、なお一方においては各委員会に分かれでおるという点についてこれを如

何にしてそのほうの要請にマツチせしむべきかということは苦慮しております。ただ委員会の関係におきましては、合同審査と申しますか、連合審査と申しますか、そういうこともあるので、そういう気持でありますけれども、いずれにいたしましても今御指摘の点は我々として非常に痛い点でありますて、今後も十分考慮いたしたい、どうしたらばその関係が無事に行くものであろうかということで目下非常に苦慮をしておるといふところでござります。又伊藤先生あたりの仰せもいろいろ将来受けたいといふに考えておられるのでござります。一応事情を丁度いい機会でござりますから申上げさせさせて頂きました。

務委員会に入る。法務委員会に参りますれば、前年の審議の過程から申しますと、結果は予測されます。否定されることは当然のことです。これを思って他の法律に便乗してほかの委員会に入れて、そうして委員の関心がないことを奇貨としてその法律案の通過を計る、こういうような行き方があるのじやないか。そういうことは賢明な皆さんにおいて御企図になつていいと思いますが、我々から見るとそういうふうにも考え方がありますから、どうかこう一ることはただ法案を通過するということのみならず、我々延いて以て法律の及ぼす結果、目的というものを破壊されて行くことは由々しい問題であると思う。これはどうか内閣の最高の顧問であられるところの法務総裁においても十分お気を付け願つて、将来我々万全を期せられるようにお取計らいたいと、かように御注文申上げておきます。

と、政府の権限を拡張するような法律とそれから国民の権利を擁護するような法律とおのずから違があることは認めになると思いますが、今出でおります議員提出の法律案の中に、政府提出ならばまあそういう気持でこれを審査するということもあり得るけれども、國民を代表する議員のほうからみずから國民の権利を制限するような法律案が出来て来るということは、これはどう考えて見てもおかしい。客観的に滑稽です。それから我々審議をする上にも、政府提出のものであればつまりそこに出で来たものは議員提出といふそういう心がまえを以て審議するし、國民提出のものであればそういう心がまえを以て審議するのです。ところがここに出来て来たものは議員提出といふからには、さぞかし國民の権利を擁護するものだと思つて、その気持で読んで行くと、大麥勘違いであるというふうなことがある。これは事実本当にこれが世間に報道されたり、或いは国際的にこういうことが報道されたりすればこれは滑稽と言ふよりはかない。國民の代表である議員みずから國民の権利を縮小するような法律を立案するといふことはあり得ない。そういうことがあるといふのは、今伊藤委員が御質問になつた事実において、政府提出の法律を形式において議員提出になさるということはあるからじゃないか、これは国会の権威にも関するし、日本の立法の権威にも関する。日本が精神年齢において何歳だということをおつしやつたようだが、實際そういうふうなことを言わるといふような理由もそういうところにあると思う。私は日本の国会の名譽のためにもこういうことは断然おやめになるというお答

○國務大臣(大橋武夫君) 政府といったのがあるものと思つたのですか。それ しましては、国会が立法院としての性 格から考えまして、制定せられまする 法律につきまして、その提案はできるだけ国會議員がやつて頂くことが適当 である、こういう考え方を持つております。政府におきまして意図しております法律につきまして、法案の御意向があります場合においては、政府の案を差控えるというやりかたは、只今変更しようといふ考えございません。

何なりにおいて十分やれることをやあ風呂屋の営業法であるとかやあ床屋の法であるとか何の法であるとかめちゃくちやに出て来ておる。それは私は今まで黙つていたんですが、そのうち反省されると思つたのですが、最近に至つていよ／＼甚だしいのですが、そういう点についてどうお考えですか。法律が余りに多いということは、國民の人権を圧迫する虞れがあるといふにお考えになりますか。

○國務大臣 大橋武夫君 私たちはむしろ逆に考えておるわけでありまして、旧憲法時代におきまして、いわゆる委任命令という、これは現在の法律にもありますが、委任命令というもののほかに憲法上当然に認められておりました、独立命令という大権事項がございまして、殊に警察に関するいろいろの事柄というものは命令に委任されでおつたわけであります。従いまして個人の権利に対しまして或いは又営業とか、そういう関係のいろ／＼な法規といふものは、多く地方警察令或いは各省令といふような命令で以て規定をせられておつたのであります。ところが新憲法の時代に相成りましてから、個人の権利と自由といふものをどこまでも守る、これに対する制限は如何なる場合においても法律に根拠を規定する、こういふ考え方になりまして、従来警察命令等において制限してありますいろいろ／＼な警察的な取締の必要に基づきまする諸制限は、すべて法律として国会の御審議を願うということに相成つたわけであります。現在法律が昔に比べまして非常に増加いたしております、主たる原因はここにある、こ

○羽仁五郎君　今の御答弁は私の質問を満足させることはできないのであります。が、この政令とか或いは警察的な命令とかいうもので、これを法律によらなければならぬといふものと、それから相当政令なり警察的な命令なりを要しない、民間でも十分慣習によって処理できるものとがあると思うのであります。而して法務総裁なり意見局長官も御承知のようにイギリスなどにおいてはそういう方向をとつておる。おいてはそういう方向をとつておる。成るべく法律を多く作らないという方向をとつておる。その点についての御意見を伺つておるので、その政令なり何なりができるだけやれと、法律によらないで政令で、警察命令でやつて頂きたいということを申上げておるのでないであります。そういう警察命令なり政令なりでやつておるものを見聞の自主的決定に任せればいいものがある。国民をそし馬鹿に思わないで、良識ある国民は十分自分でやれることがあります。そういうことにまで今まで警察がのさばり政令がのさばつておる。それを全部と言わないまでも、法律にするよりもそれらは全く自由にしてしまつたほうが、法務総裁の所属しておられる自由党の自由主義に合つてゐるのではないか。この法律をどうさりお作りになるといふことが腑に落ちない。

になりました点につきましては全く同感の意を持つ次第でありますて、いろいろ取締るために必要な事柄につきまして、関係者の自主的な申合せによつて実現できるものはこれができるだけそうしたことに任せることは将来の立法の施策として必要であるというお考えは全くその通りに存じます。将来の立法につきましては十分さのような気持を活かして行くよう努めたいと存じます。

○羽仁五郎君 その点についても、一つ特に意見局長官に伺つて置きたいたのでありますて、この法律が出たあとそれが實際においてどういうふうに施行されてゐるか、施行されている必要にして十分なる理由があるかどうか、それから施行されたことによつてその本来所期する目的といらものよりもむしろ他のいろいろな弊害が生じてやしないか、又法律を施行しておることによつて過大な公務員の機構とか或いは予算とか、バランスが取れていらないものがありはしないか、そういうものはチエックしておられるか、おられないか。その点を承わつて置きます。もう一つついで伺つて置きます。我々が審議しておるところの住民登録法案というものがありますが、議員提出の法案であつて、我々がいろいろ御質問申上げてある、殊に国民の基本的人権に関する点において質問申上げたのであります。殆んど満足すべき御答弁を得なかつたのであります。これは御承知のように現在イギリスの議会에서도法律にも行政上の便宜とか、リガセンサス・オーダーなどについて討論が繰返されております。そういうよう

リティイといふうを主にしてリバティイといううを主にしない傾向が多いの
であります、或いは國勢調査でもイギリスの場合ではどういうようなコン
ファーデンシヤリティーについても尊重する
観念があるか、そういう点については十分御研究になり、日本でもそ
ういう危険に対してもどういうふうにお考えになつておるか、例えはセナサス
についてもコンファーデンシヤリティーと
いうものを尊重するというお考えを持つて努力しておられるのか、それとも
そうでないのかという点についても承
わりたいと思います。

一種の機構の中に入つておつた。それが独立して、今法令の実施状況の部面の監察ということはまあ悪い言葉で言えば我々のほうからは取られて、そして今の行政管理庁の中に行政監察の委員会ができて、そうしてこれは今もあるはずですが、一般的行政監察をやつておられます。そのほうに機能が分割されてしまった。従いまして我々のほうとしては、行政監理庁のほうと今度そつちの機能と我々のほうがタイアップいたしましてそらしてやるべき立場にあるわけであります。現に公の関連といふものはございませんけれども、少くとも私ども半ば個人の立場においては行政管理庁の職員と密接に連絡をとつて、監察の報告ができます。そうすると必ず一部送つてくれるので努力はやつております。やつておりますが、法務府そのものの機能の中には制度上は入つていないということを申上げて置きたいと思います。

いうとずっと変つて来でるというようないふな点については申上げることができます。前にこの法務委員会で問題になりました、二、三ヵ月前、王子でしたかにおいてニユースカメラマンが傷害を受けた事件がございましたが、あれはその後どういうふうに解決をされておるのでしょうか。若しニユースカメラマンというような、社会の耳目たる人が或いは警察官によつて傷害されたのじやないかというような疑いがあつて、我としては非常に関心を持ち、そりして当時質問申上げたと想い、又検察の部面に移つておるということだつたのですが、我々国民の耳目たるニユースカメラマンに傷を負わせたのは誰であるかということはおわかりになつたのですか。

加害者であるとすれば、ここに多数おつた警察官がそれを目撃していないということは甚だ理解に苦しむのであります。そういう点からもこれは相当重大な問題でありますから、特に重大なのは、私はやはり繰り返し本会議においても述べておるよう、新聞のない社会に住むくらいならば、法律のない社会に住んだほうがいいくらいである。というほどに、新聞なり言論といふものは重大なものである。社会に起つて来る万般のことともニュースカメラマンなり新聞記者がこれを国民に報道するというようなことができないようなことになつては、我々の責任實に重大であります。その上からも特にこの問題について重大的な関心をお持ち下さいまして、今後あいづらうことなどが起らぬよう、是非お願ひしたいのですがあります。人権擁護局の活動なんかについても、その後十分な感じを受けないのですが、どうなんですか。

○國務大臣（大橋武夫君） 人権擁護局は相當活動をいたしておるつもりでございますが、なお最近の活動の状況について特に御要求があるならば、そのほうの関係の政府委員を呼びまして、適当な機会に詳しく申上げたいと存じます。

○羽仁五郎君 実は余り関連がだんだんと遠くなつて恐縮ですが、最後に一つだけお願ひいたしますが、昨夜ラジオ聞いておりましたが、二級殺人事件について人権蹂躪の問題が報道されておりますが、その放送を聞いておらば、警察官による拷問があつたということを非常な勇気を振つて証言した

一人の巡査に対し、精神鑑定をして、そうして、精神に異状があるといふ。うに持つて行き、その署長は人権蹂躪については全くないといふに断言し、そして聞いておる……ラジオの放送の仕方もそうですが、聞いておる我々の受ける印象も、公平に何ら神経質にならないで、極く冷靜に聞いておつて、人権蹂躪の事実があり、而もそれを警察側なり当局側なりにおいてはホワイト・ウォッシュばかりやつておるという感じを受けた。こういう点についても私は国民に与える影響は非常に恐るべきものがある。放送局がああいう放送をされることに対しては、私は非常に敬意を表するのです。同時に今言つたような人権蹂躪の事実が、警察官などによつて人権蹂躪の事実が依然として行われておるらしい。それを警察官は断固として厚顔無恥にも否定されるらしいという印象があります。そういう点についてどうか法務庁の人権擁護局が重大な責任を感じて、十分の活動を以て国会の期待に副い、国民の期待に副わることを希望します。

うといふところに私は無理があると思うのです。当時新商法が審議される場合におきましても、向うの意見といふのが、少くとも日本の産業界の人々の希望といふものを押えておるといふことは覆うべからざるところの事實です。今日新商法が狙つておるところの授権主義であるとか、或いは総会におけるところの手続の強化であるとか、あるいは株式の譲渡の禁止、積累投票の創設、少数株主権の拡大であるとか乃至は取締役の権限拡大、監査役の権限縮小、こういうあらゆる面に対するところの商法に企図するところの新らしい立て方といふものは、これは申すまでもなくアメリカ企業といふものに対してこそふさわしいかも存じませんが、日本のようなこういう中小企業を主体とした日本経済界においては誠に迷惑いたしましては止むを得ずこれに屈服いたしましたのであるということは一般の世論であり、我々としてもそう考えておつた。併し占領下にある我々とした日本経済界においては誠に迷惑いたしましては止むを得ずこれに屈服いたしましたのであるということは、未だ以てかよくな新商法の施行を直ちに望むるを得ない。併し今日の日本の経済界のありかたといたしましては、未だ以議院におきましても十数回に亘つて闘争を行を延引してもらいたいという強い希望があることは、私がここで申しますまでないことを存じます。それが故に衆議院においては少数株主権に対すると法中においては少数株主権に対すると

ころの担保請求権を一つ認め、施行規則におきましては、総会の適用条項の日から施行規則にちを延引せしめるという程度に過ぎないのです。これでは私は今日の日本企業に携る人の気持としては不満足ではなかろうかと思うのです。仮にこれを止むを得ず押付けたいたしまして、果してその結果日本の経済界に及ぼす影響といふものはどうであるかといふことに対しても我々は非常に寒心に堪えないので。この新商法を施行することによって日本経済界に及ぼすところの影響といふのをどうお考えになつておるか、先づそれをお伺いたい。又この新商法を受入れることによつて相当の混乱を生じ、延いては産業の上においてもこれが影響して大きな阻害をもたらすものではないかと、私はかように考へるのであります。法務省裁いたしましてはこの新商法を施行しても日本の産業界にさような影響はないという仰せであるか、或いはあるとしたらどうしてこれを賄うか。いずれか一つ御見解のほどをお伺いしたいと思います。又今日日本国民がさように拒否しておるところのこの法律を、強いてここにどうしても施行しなくてはならんという理由は、いわゆる外資導入ということが大きな原因になつておるのか、それともその他に理由があるのか、その点もお伺いしたい。又政府としてこれほど全産業界の反対するところのこの法案を即時施行することについて、若し政府がそれを欲しないといふ国民の意思を代表して欲しないとするならば、政府として関係方面に對してその国民の意思を伝えて、これが実行延期の方途を國られたかどうか。この三点を先ずお伺いしたい。

○國務大臣(大橋武夫君)　今回の商法改正につきましては、これが從来の規模といたしましてはまさに画期的であると存するのでございますが、特と、根本的な改正であります。我が國の会社制度から見ますると、この改正法につきましては、その公布から施行までの期間が、從来この種の改正を実施いたしまする場合と比較いたしまして、非常に短かかつた。それから又内容におきましても株主の権利を著しく強化いたしておりますというふうなことから考えまして、予定通り七月一日から施行するということが非常な経済界に混乱を生じはしないかといふ点はかねてから憂えられておつたところでございます。政府といたしましては改正法の国会における審議に際しましても、公布後これが関係方面に対する周知徹底を強く要望せられておりましたので、この法律の重要性に鑑みましてパンフレットを頒布いたしましたとか、或いは商工会議所、弁護士会、関係官庁等に内容の説明をいたし、或いは呼び掛をいたし、全国に亘りまして主要都市約四十カ所において講演会を開催いたしまする等、でござる限りその普及徹底に努力を重ねて参つた次第であります。と申しますのは、民間の実業団体におきまして学者研究家の改正法に関する著書、論文等も頗る多数に上つておるのであります。改訂案について熱心な研究を行つておられるのであります、又これが運用について必要な知識等は一層普及渗透を見ておるものと考えられるのであります。従いまして大体この

案を、この法律を施行いたしまする際において、企業経営の立場からいつて如何なる点に混乱が生じて来るか、それに対する対策としてはどういう占めの留意が必要であるかというような点につきましても、或る程度経営者の諸君の間におかれましても御研究ができるております。こういうふうに考えておる次第でござりまするし、殊に施行法の立案に際しましては、でき得る限り既存の株式会社が制度の改変によってこうむりまする不便、不都合等を除去することに努めておる次第であります。これによつて我が国の産業界はどういう影響をこうむるか、無論多少困難を増大するという面もありますが、又一面におきましてこの改正商法の利益、恩恵に浴するという面もあるのでございまして、かれこれ考え方を併せておるといふと、この法律を実施したことによつて我が国の産業に対して非常な悪影響をもたらすことは十分に予防できるといふふうに考えておる次第でござります。又この法案の主たる動機が外資の導入であるかという御質問でござりまするが、特に外資の導入といふことを最大の理由として本案の施行が必要であるといふうには考えておらないのでございまして、やはり今日の世界経済並びに日本の経済の新らしい環境といふようなものを考え合せまして、時代の趨勢としてやはりそのような改正が必要であろう、こういうふうに考えておる次第であります。なおこれが公布より施行までの間の準備期間といふものが比較的短かつたのでありますから、これを延長するということとは産業界、経済界の受入れ態勢を一層十分にする上から申しまして必要で

○伊藤修君 第一に周知徹底に努めら
あると存じましたので政府といたし
ましても或る程度この実施の延期を希
望いたしまして、できるだけの努力は希
いたしたのであります、併し関係方面等
の意向もございまして、原則的に
これが施行することにつきましてはや
はり七月一日ということに相成つたわ
けであります。

は法務厅の予算を見ましても、その周知徹底せしめるほどの予算是組んでないはずですから、これはほんの形式的な周知徹底の方法であつたと思うのですが、未だ国民全体としてはこの法律に対するところの受入態勢といふものには十分でないといふに我々考えるのです。又そうであればこそ各産業界の代表者が挙つてこの施行延期の方を申出ている次第であります。又日本弁護士連合会においてもこれが施行延期を決議しておる。法律を扱う者においてすらさよなことをはつきり表現しておるのでありますからこそ、これが施行の法律の施行に対しましての延期方を求めるることは、殆んど今日では国民の輿論であります。それをもあえてここに施行してしまうということになりますれば、それが日本の産業に対して大きな影響力をを持つということは、私は当然技術的に考えられると思うのですが、殊に法務省においても事業に対する御認識がおありになると思いましますが、事業界に携わる者といたしましては、これを直ちに行はうとしますれば、相当な経費も要します。これは各会社の全体のトータルの計算を出して見ないからわかりませんけれども、莫大な経費である。又それによつて受

けるところの社内の組織の混乱といふものも相当なものであると思うのです。それが産業に及ぼす影響といふもの我々は考えなくちやなんらんと思うのです。故にこの法律の真正面から施行ということに対しましては、例えば銀行方面におきましては、先ほども申しましたごとく無額面株の発行をやめてしまうとか、或いは閲覧権を制約するというような規定を設けて、辛うじてその点の圧力を免れておる。日刊新聞の場合におきましては、いわゆる株式の譲渡禁止を認めよとか、こうした勢力のある、力のある各企業団体は国会に働きかけまして、自己の思う通りの方向に法律の改廃を持つて行くのです。そういう機会もなし、そういう力もないところは、無為にこの法律の施行を甘んじて受けなければならん。私はこういう点から考えましても、国民の中において、又大部分においてこの商法に対するところの圧力といふものが拒否されておるということは言い得ると思う。こういう点から考えまして、私はこの法律を施行するといふことに對しましては、政府として相当の責任を負わなくちやなんらんと思うのです。これに対するところの御見解を伺つておきたいと思います。

いうことも考へられるのであります
るが、施行法案に対しまして衆議院提
案の修正案のごとくに定款変更のため
の期間を延長いたしますると、何十
億という多額に上るでありますようが
この点は緩和できると思うのでござい
ます。又改正法の立案の全段階を通じ
まして、特に国会におきまして慎重な
御審議の対象になりましたものは、い
わゆる取締役会の権限を強化する半面
におきまして、株主保護の見地から株
主の権利を強化しておるというこの点
でござりまするが、いわゆる会社荒し
の防止につきましても、すでに立案の
際におきまして相当の考慮がなされた
わけでありまするが、更に衆議院から
提案せられておりまする商法の一部改
正法律案といふものは、この見地から
会社篇に規定する訴えの提起等につき
まして裁判所が相当と認める担保の提
供を命ずることができるようになつて
おるわけであります。これらの適切な
措置を併せて参りまするならば、産業
界に対する影響といふものも相当の部
分を緩和することに役立つものと考え
た次第でございます。

ふうにして、新商法の企図する制約を免かれるべく、そういう方法がとられる。或いは銀行におきましても無額面株の発行をやめたいたとか、或いは株主権の制約をするとか、各業態々々において新商法の適用を免かれるべき特別の法規を作る傾向がすでに現われて来ています。そうすると新商法というものが、あらゆる事業面からその事業の必要上新商法の適用を免かれるために特別立法をして来るという傾向に対し、政府はどういう考え方を持つていらっしゃいますか。それから次にもう一つは、少数株主権の弊害といふものは、法務総裁においても十分御了承のことと思いますが、これは商法審議の際におきましたは、極力両院ともこの点について強く関係方面とも折衝をいたしましたが、容るところとならなかつたのであります。今度衆議院の御努力によつて担保請求権の一部は認められましたが、併し新商法全体の面から考え合せますと、いわゆる会社ゴロの跳梁跋扈といふものは十分予期されるのです。そうしますと、新商法を施行されるという前提に立ちますれば、法務総裁としてこの会社ゴロに対して特別な手当をなさるお考えはあるのかないのか。例えは検察院内に会社に対する経済関係の検事を置かれて特にこれの睨みを利かしておるというようなお手当をなさるかどうか。従来は会社の総会に關し、或いは会社に關するところの事件に対しでは、検察院は余りにも関心を持たれない。いろ／＼な違反行為をやつておつても、それは常に会社ゴロの利益するところとなつて、検察院はこれをとつて以て起訴の

対象とはしていない。新商法を施行する上におきましては、どうしてもその点に対しても新しい観点に立つて、法務総裁においても十分この点について事業経営を円満に遂行せしめるようになりたい。それで、どうしてその理由といいたしましては、新聞の公共性及び報道機関の伝統、又新聞紙の個性の維持という点から必要であろうと考えるのであります。この点が特に他の一般の事業とは異なると存するのであります。又銀行につきましても、その業態の公共的な性質、殊に信用を重んじなければならぬ、そういう点から考えまして、これも他の一般企業と多少異なるところがあるのでないか、こう考えておるのであります。これらはかの事業においてかような趣旨によつて変更されるということとも、将来の問題としては考得ることでございまするので、この点につきましては新商法の実施と睨み合せまして十分に研究をしなければならぬ問題であります。又いろいろな業態におきまして、その必要によって、必要に応ずるように改正をするといふ、その点の必要性はわかるとしたしましても、これが又基本法である商法を各業態によつてばらばらにしてしまうというような結果に相成りますというと、基本法たる商法の性格といふものにも関係するので

ございまして、これらの双方の点につきまして十分に利害得失を睨み合せた上で決定すべきであると存ずるのであります。これらの点につきましては、将来実施の結果に基きまして十分に研究いたしまして、経済界の眞に必要とするところに即応せしめるよう留意いたしたいと存じます。

に検察の力を注ぎます。命じたいと思います。
○委員長(鈴木安著君) は午後はお差支えがま
すから……。この案に御質問ありませんか。
○羽仁五郎君 今この上りました改正商法を基

るような趣旨を
大橋法務総裁
るそうでありま
ついて、ほかに
関連しまして、
御質問の中には
行するについて
でも実行して、こうしてこの新聞社に
さま／＼の資本が入り、こうしてそれ
が利益を挙げることを目的としてそれ
ぞれニュース報道において読者を捉え
るということに競争するほうがいいの
ではないかというような、さま／＼の
問題がそこにありますように思われるで
ありますが、これらの点について各方
面のそれ／＼の見解というものを御研

不釣合といふことはないのじやないか
というような、極めて漠然たる気持
で、大変申訳ございませんけれども、
そういう気分がいたすのでございま
す。

○委員長(鈴木安孝君) それでは午前
はこの程度にいたしまして、午後一時
半から閉会いたします。

午後零時三十一分休憩

申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

以上の二ヵ条を弁護士法の中に加えたい、という提案であります。これは訴訟は攻撃防禦によつて、裁判所がその中間に立つて公正なる判決をなすものであります。従つて攻撃に対しまする防禦も当然裁判の非常な重要な

いまして、会社ゴロの跳梁跋扈ということが当然予想され、これに対しましては経済検事を特に専門的にこれら的事案の処理に当らせるというような措置を講じてこの取締面を強化していくことが必要ではなかろうか。こういふ御質

日刊新聞を発行しておる株式会社が、その株式の譲渡制限或いは禁止という事を改正商法の規定を免れて続けて行きたいという問題についてあります。が、これについて特に伺つておきたのは、この問題は既に専法全本に付

究になつておることがあれば、伺つて
おきたいと思います。

午後一時四十九分開会
○委員長(鈴木安孝君) これより委員会を開会いたします。
弁護士法の一部を改正する法律案を議題に、こゝよ。本委に付下る用意

仕事の一つであります。従いましてたゞ防禦をする者に対する利益の保護という意味でなく、公正なる裁判の判決の結果を得るということに眼目があると思います。それについては防禦に対する手役にしては、これまで宣公

問でござりまするが、この点につきましては誠にその通りに存します。実施の結果、いざかなりともさような傾向がありました場合には、急速にさような措置をとりまして、会社ゴロとうようなものの取締についても厳重にこれを励行いたしまして、企業経営を保護して参る上に万全の措置を講じたいたと存する次第であります。

する影響が先ず一つあると思うのであります。第二には、日刊新聞社がこういうふうな希望を主張される根拠について、このいわゆる金融独占という見地と、それから封建的な同族会社的な見地と、それからこの新聞が資本の動搖乃至社会の動搖というものの中に、いわゆる公平中正な立場に立つといふ見地と、恐らく最後の点が言論の自由

おきの言葉で申しますれば、政府としては関係のないことのございます。ただこれを見まして、今お話を点は一々御尤もな、迷いの種になる事柄であろうと存ずるのであります。併しながらこの新聞といふものは、私ども業者人考へではござりますけれども、普通の商品と違ることは事実であると思ひます。それからその報道の使命といふものが、今御指摘のような事柄で、公

○委員長(鈴木安孝君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鬼丸義齊君 私は弁護士法の一部を疑ひます。たゞ御質疑を願います。

別に御発言もございませんければ、質疑は盡きたものと認めることに御異議ございませんか。

署或いはその他の公務所等に対しまして、何らの資料を求めるところの機会を法的に持つております。それはやがてやはり裁判の公信力を高め、且つ公正なる判決をする上において非常な影響のあるものと思います。この意味において私は防禦の任に当りまする弁護士においてそうした一つの武器と申しますようか、手続を許すことにならぬことはございません。

○ 佐藤義春 最後の方全の指揮を請ひ、
 られる具体策として、そういう検察官
 を専任にお設けになつて、且つ全国に
 対してそういう訓令をお発しになるお
 考えがあるかどうか、伺つておきた
 い。

どうしたことと関連して主張されてゐる
と思うのであります、要するに日本の
新聞が今まで持つていたようなよさ
というものを維持するために、こうい
う主張がなされておると思うのであり
ますが、併し最近の朝日なり毎日な
り、読売なりといふものを見まして
も、実情においては公平ということに
隠れて、実は事実の報道においても必
ずしも国民の期待するところに応えて
いない、そうして大新聞が非常な勢力
を持つて、それ以外に新らしい新聞が
発生する余地が殆んどない。そうして
なかなか今のような点から、或いは
やはり改正商法の趣旨を新聞社におい

平中立でなければならんとかいうことは言えますと同時に、おの／＼新聞といふものは個性があつて初めて意味があるのだというような考え方もできそうに思ひうであります。昔のように言論統制がされまして、新聞は一つしかないと、二つしかないといふ世の中ならば別でござりますけれども、自由に新聞がたくさんできるということになりますれば、おの／＼個性を尊重したいということも又なり立ぢ得るという考え方であると思います、というような面その他いろいろな要素を組合せて見ますと、要するに新聞をこの際特例扱いにしても、ほかとの関連においての

第二十三条の次に次の二条を加える。
第二十三条の二　弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私との団体に照会して必要な事項の報告を求めるなどを申し出ることができる。
当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。
弁護士会は、前項の規定による改正する法律案に付しまして修正を加えたいと思います。それは
第二十三条の次に次の二条を加える。

さなければならん カ ように存じます
るがためにここに修正案を出したわけ
であります。
○左藤義詮君 ちよつと修正案の提案者
者に質問があります。鬼丸議員の修正
案は、攻撃、防禦の立場から非常に結構な
構な御趣旨と存じますが、折角の御趣旨
旨であります、公務所又は公私の団
体に照会して報告を求める事ができ
るだけであつて、若し相手方がそれを
しなかつたときには、何らの方途もな
いといふうで差支えないのでござい
ますか。

のほうで以てその取扱をいたしますることで、そのくらいのやはり余裕を与えたはうがいいだらうと思います。

○左藤義詮君 役所のセクショナリズムといいますか、いろいろな照会調査に堪えないものであります。が、強制力があれば止むを得ず出しますけれども、そうでないと、事実上は非常に折角の申出が無視されるような場合がありはしないかと思います。そうすると、なまじつかこれを入れたことが権威のないものになつてしまふと、非常に大変結構な御趣旨であります。が、何かそこにもう少し、ただ徳義的なことにして置かないで、或る範囲を限つて報告をしなければならないような強制力を持たせる必要はお考えになりましたか。

多数意見者署名

中山 福藏 長谷山行穀
左藤 義説 岡部 常
鬼丸 義齊 北村 一男

○委員長(鈴木安孝君) 次に午前に引

続き商法関係の六法案を議題に供します。御質疑の方は御発言を願います。

○伊藤修君 施行法の第二条第二項で

すが、「定款の定及び契約の条項は」と、こうありますけれども、この契約の条項といふのは、定款による譲渡禁止の制限を指すものだと、こういうよう

に御説明になつておりますが、その他の契約、いわゆる株主間において

のその他の契約をした場合においては、当然これは自由であろうと考え

ます。先の商法審議の際におきまし

ても、政府の岡咲君の説明によると

の速記録を見ましても、この点は明

らかに契約自由を認めておるのです。

本法において制限するところの株式譲

渡禁止の契約は、これは当然無効にな

るでしよう。然らざる株主間における

ところのその他の約束がある場合にお

いては、これは私は自由であろうと思

うのです。この第二条第二項の契約の

条項といふのは何を指すのか明らか

にして頂きたい。

○政府委員(野木新一君) これは只今

御質問の株主相互同士の契約ならば、

これは別に改正法二百四条に抵触する

ものでないと考えております。

○伊藤修君 そうすると、この第二条

の二項にいう「定款の定及び契約の条

項は、新法施行の日から、その効力を失う。」と、こういう漫然たる書き方においてそれは賄えるでしようか。あ

らゆる契約が無効だといふように解釈される處れがありはしないか。

○政府委員(野木新一君) 新法に抵触する契約の、その抵触する条項はその効力を失う、こういう趣旨でござります。

○伊藤修君 例えは株主間において株式譲渡をお互いにやめようじゃないかという契約をした場合において、それには登記事項としての契約じやないの条項においてそういう契約をした場合に果してどうなりますか、私はそれは当事者の自由じやないかと思

います。

○伊藤修君 施行法の第三十三条第一項は、実は現在の会社におましま

ても、事実上利益準備金と資本準備金と分けておる実際の例もあるようになります。本法でこうすることを設けないかと存する次第であります。

○伊藤修君 例えは株主間において株式譲渡をお互いにやめようじゃないかという契約をした場合において、それには登記事項としての契約じやないの条項においてそういう契約をした場合に果してどうなりますか、私はそれは当事者の自由じやないかと思

います。

○政府委員(野木新一君) 第三十三条

第一項は、実は現在の会社におましま

とも、事実上利益準備金と資本準備金と分けておる実際の例もあるようになります。本法でこうすることを設けないかと存する次第であります。

○政府委員(野木新一君) 御質問の場合は、株主相互間で契約するわけであ

りますが、それは別段新改正法二百四条の規定、「株主ノ譲渡ハ定款ノ定ニ依ルモ之ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得ズ」というこの条項には別段に抵触するものではないと考えております。

○伊藤修君 従つてその条項は、新法によつて禁止することに抵触するとい

う外形的事実だけで以て無効になるとい

う解釈が出る處れがあるのでございま

す。従つて当事者間においては、そ

の書き方では出るのじやないでしよう

か。そういう處れはないのですか。

○政府委員(野木新一君) 株主相互間にお互い同士でそういう契約をするこ

とは、別に二百四条の関知するところ

ではありませんが、それは差支えな

いと思つております。

○政府委員(影山勇君) 四十六条第二

項の規定であります。この規定は、

○伊藤修君 三十三条の規定によりますと、本条の反対解釈をすることになると、利益準備金を資本準備金に織入されることはできないことになる、そういうように解釈できるが、然るに新法においてはこの点に関し何らの規定もないのに、本法でこうすることを設けないかと存する次第であります。

○政府委員(野木新一君) この現行の有限公司の規定を見ますと、全文が僅

か八十九カ条ばかりの条文でございまして、而もその中で商法の株式会社の規定を準用しておる数は百十数条に上

ります。即ち条文の建前といたしまして、第三十三条第一項において、旧法の二百八十八条で積立てた準備金は、いわゆる事実上会社が資本準備金と利益準備金と分けて、いるような場合でも、全部これを利益準備金として積立てたものとみなす、便宜上そいたしましたので、第二条を起しまして、併し会社が折角利益準備金と資本準備金と分けて、いるような場合、而も将来分けていよいよの場合には、それを尊重して考えていいのであつて、そ

れは認めないという趣旨でございま

す。

○伊藤修君 この条項によりますと、合併せんとする会社が株式会社とのみであるという場合において吸收

合併は認めないと、立法趣旨なんですね。

○政府委員(影山勇君) 單純な吸収合

併は認めないという趣旨でございま

す。

○伊藤修君 これも審議する場合において我々はたゞ一くその基本原則とし

てきめたことは、いわゆる日本の産業界に資するために、或いは産業界にお

いてとつておるところのいわゆる商法規定にみならつて作るんだ。従つて大

会社を中心にして考えられたといふふ

うの書き方では出るのじやないでしよう

か。そういう處れはないのですか。

○政府委員(影山勇君) 株主相互間

に合併によって、合併後存続する会

社が株式会社に変形することは法理上不可能じやないでしようか。この点に

おいては、そういう契約が抵触するの

だから無効だといふような解釈が、こ

の書き方では出るのじやないでしよう

か。そういう處れはないのですか。

○政府委員(影山勇君) これは只今

お尋ねの問題であります。それで日

本の場合においては弱小会社、いわゆ

る小資本会社、小資本企業といふよう

なものは有限会社を以て賄う、商法の企図するところは中若しくは大の会社

を目的とし、個人会社、小企業とい

うふうなのは有限会社を以て賄つて行こ

う。そういう意味において有限会社の法律は存続さの、こういう趣旨に

の改正によってございますが、只今申し

た前の二つ、つまり受権資本制度とか

あるいは取締役制度といったようなもの

はこれは主として相当大規模の企業に適用があるので、これは有限会社は今

度の改正にも勿論取入れております。

で、問題になりますのは、ただこの経

済民主化と申しますが、会社企業の民

主化という趣旨からこの株式会社で申

しますれば、株主有限会社でいえば社員の権利の強化の点で有限会社の特質を考慮しながら株式会社に做つた点が

構成の下に組立てられるといふことにありますれば、この基本的な考え方た

ために、合併後存続し或いは設立して

行くという会社を株式会社に限ろうと

する趣旨で、従つて存続する相手かた

が可能であります。存続する会社の株式会社として合併するというこ

とはできないことにこの規定によつて

したわけであります。

○伊藤修君 この条項によりますと、合併せんとする会社が株式会社の

規定を準用しておる数は百十数条に上

つております。即ち条文の建前といたしまして、第三十三条第一項においては、

株式会社の株式会社として有限会社を改めて存続するといふ趣旨でございま

す。

○伊藤修君 これは認めないと、立法趣旨なんですね。

○政府委員(影山勇君) 單純な吸収合

併は認めないと、立法趣旨でございま

す。

○伊藤修君 これも審議する場合にお

いて我々はたゞ一くその基本原則とし

てきめたことは、いわゆる日本の産業

界に資するために、或いは産業界にお

いてとつておるところのいわゆる商法

規定にみならつて作るんだ。従つて大

会社を中心にして考えられたといふふ

うの書き方では出るのじやないでしよう

か。そういう處れはないのですか。

○政府委員(影山勇君) これは只今

お尋ねの問題であります。それで日

本の場合においては弱小会社、いわゆ

る小資本会社、小資本企業といふよう

なものは有限会社を以て賄う、商法の企図するところは中若しくは大の会社

を目的とし、個人会社、小企業とい

うふうなのは有限会社を以て賄つて行こ

う。そういう意味において有限会社の法律は存続さの、こういう趣旨に

の改正によってございますが、只今申し

た前の二つ、つまり受権資本制度とか

あるいは取締役制度といったようなもの

はこれは主として相当大規模の企業に適用があるので、これは有限会社は今

度の改正にも勿論取入れております。

で、問題になりますのは、ただこの経

済民主化と申しますが、会社企業の民

主化という趣旨からこの株式会社で申

しますれば、株主有限会社でいえば社員の権利の強化の点で有限会社

を考慮しながら株式会社に做つた点が

今度の改正の重要な点でございます。例えは異積投票というような制度も、株式会社法によりますと定款を以て排除しない限りは法律で当然に異積投票制度になるものであります。が、有限会社は特に定款で異積投票によりたいといふ場合だけ入れるといったようにいたしました等多少の考慮をいたしまして、つまり社員の権利に関する規定について株式会社に亘つて整理的な改正を加えてこの法案を作つた次第であります。

正につれまして、そういう点を有限会社に応ずるような改正を加えておるつもりでございます。

○伊藤修君 有限公司社に対しまして三
十二条の取締役の責任の追及を各社員
がなすことができるようにしてしたこと
や、或いは四十四条の二に少数社員の
会計調査、書類の閲覧権等を認めてあ
ります。四十六条は商法第二百九十三
条の五の準用、即ち取締役は計算書類
の附屬明細書を置くことを要するこ
と、又四十二条は、商法第二百四十五
条の二乃至五の準用により營業上の確

よくわかりましたが、私のお聞きしておるのは、根本的な理念が変更になつて来ておるのじやないか、いわゆる今御説明中にもあつたごとく、小資本におけるところの企業形態を賄うために有限会社という法律を以て臨んでおるのでありますて、大企業に対する賄いとして今度の改正商法というものが存在するとかいう、基本的な考え方といふものが破壊して来るのじやないか、いわゆる小資本におけるところの企業形態を大資本に倣わせるということは、却つて小資本形態を目的とする有限会社法というものの目的が失なわれて来るのじやないか、その点をお伺いいたします。

利譲渡に反対ならば株式の買取請求権を認めるごと、六十三条は商法第四百八条の二の準用により合併に反対する株式会社の株主の株式買取請求権を認める、こういうことは私は大企業にあってこそ初めて必要なものかも存じませんが、小資本を目的とし、小企業を目的とするために作られるところの有限会社においては余り大きな権限を与えるものじやないか、それは本来の目的が結局失われて来て、有限会社と株式会社と同じことになつてしまふのじやないか、そんなら何も有限会社といふ一つの法律を以てそういうレベルの資本形態を認める必要はなくなつて来るのじやないか、むしろこの改正をするよりは廢止してしまつて、有限会社と株式会社を一本にしたほうが却つてその目的を達するのではないか、こう思うのですが。

○伊藤修君　いや説明なさるおかたの
基本的な考え方が、一体株式会社と有
限会社と二つを作つて国民に臨まれ
る、いわゆる実社会に臨んでおる、日
本の経済組織に臨んでおるというの
建前が壊れわざりでしまうのじやない
か。これならば何も株式会社と有限会
社と一本の法律にしても差支えないと
却つて国民のほうでは煩しくなくていい。
何のためにこの有限会社に対しても
かようにも権限を拡大してそうして窮屈
ならしむるのか、私にはその目的がわ
からん。立法の本来の目的がこれによ
つて相当数崩れて来るのではないか。
大体あなた御存じかどうか存しません
が、一体有限会社を作る目的はどこに
あるのですか、これは同族若しくは友
人知己の間で以て、最も親しい間で、
心を一にした人が僅かな資本を持合つ
て一つの事業を営もうというところに
狙いがあるのです。それがあたかも大
会社と同じようにいわゆる株式の民主
化、法人の民主化、持分の民主化を圖
すところの種になるのです。本来の同

てどこが特徴かと申しますと、一つは比較的小規模であるということを前提としたしまして社員の数なども限定されてある。社員の数が決定されれば從つておのずから資本なども大体の場合にはそう高くならないということ、それから閉鎖的であるということ、即ち株式会社のように株式を発行して一般公衆から資本を募集するというのではなくして、そういうような制度をとつていよいよということ、それに又設立の手続等が非常に簡単になつておるということ、又持分の移転が非常に制約されておりまして、公開されていないといふ点等が特質として考えられておるわけですが、今度の改正案におきましても、これらの特質は株式会社に活きてなお持つておるわけであります。問題はむしろ株式会社法が本来大資本というものを一部頭においていろいろの規定を設けておりながら、日本の現実におきましては極く小さな資本においても人数においても、規模においても小さな株式会社が非常にたくさんあるというふうなほうがむしろ一つの問題であります。この点につき

であります。そこで株式会社の資本の最小限を区切るという問題は、まあ将来の研究に任したわけであります。ところでの有限会社法というような改正をなしたのは、即ち株式会社なら相当の規定を取り入れるということによつて有限会社の特質がなくなつてしまふじゃないかという点につきましては、有限公司の今までの根本的な特質と称せられた点はなお維持されておるわけでありまして、而も新らしく取入れました社員の権限の強化という点は、有限公司が各種商法の会社に比較して見まして、どういうところにあるかといふところから考えて見ますと、有限公司は商法の中では株式会社、合名会社あたりとすつと比べて見ると、むしろその真中に入つて株式会社に近いような位置に来るのではないかといふような点を考慮に入れたりいたしまして、やはり商法のこれらの権限が、社員の権限が拡大する以上、有限公司についてもこれに倣つたほうが然るべきであるうという結論に達したわけでありまして、この程度の改正におきましてもなお有限公司法は日本の現在の実

けれども、有限会社はもとより比較的人的な結合が強いので、そういう意味では社員の権利をある程度強化いたし

族会社とかいう目的がこれによつて少くとも傷つけられて行く處れがあるのではないでしようか。

ましては改正商法を立案しておる過程におきましても、この際株式会社の資本の最低限を切つたらどうかというよ

情におきましては存続する価値あるものと信ずるものであります。

○伊藤修君 私の言うことは大体おわ

改正ではまだ有限会社が存続しておるだけ、桃色程度にいついるけれども、まだ赤になつておらんのだからいいのだという御議論と同じであります。私は赤になりつつある行き方ならば却つて有限会社を存続せしむる必要はないのじやないかと、こういふのであります。大体あなたの先ほどの御説明によりますと、商法が大企業をモットーとし、有限会社は小資本をモットーとしておるならば、その特質を活かすべく我々は万全の措置を講じなくちやならん。然にかかるらず、商法において大企業にふさわしいよう株式の民主化、投資の民主化ということをモットーとして、いわゆる投資家の権限を即ち有限会社の資本家たるところの社員のほうへ移して来て、そうしてそれの権限を拡大するということは、有限会社の本来の目的がその面から私は阻害されると言ふのですよ。あなたがたは機の上で議論されておるのでですが、実際に会社の運営の面に当つて御覽なさい、実に迷惑至極のことだ。殊に持分の譲渡がこれの最たるものだ。一体有限会社を作る場合においてお互に人の和ということを基本にして会社が成立するのですが、これは株式の場合のごとく未知の人を吸収して、どの資本でもいいから吸収するという行き方ではなくして、資本を取るにもおのずから自分の信頼し得る人から資本を取る、その取つてそれを基礎にして事業形態を營む。百年の目的を持つて營む

のです。その基礎たるところの資本が、容易に外へ流れてしまふ、分離されてしまう、譲渡されるというやうな方は、これは有限会社の基本を私は持つがるものだと思うのです。あえてこれでは株式譲渡の制限又は禁止を認めないので、してかように制限を廃するといふがごときは、その点からも有限会社の本質が崩れて来るのじやないかと田うのです。この点はどうですか十九九条に対する点は。

うな見解が有力にあるわけでありま
で、私どもいたしましても一番苦慮
した点でございます。即ち從来有限公
社の封鎖性、即ちその持分の譲渡が半
常に制限されたということは、その相
本的特徴の一つとされておったわけで
ありますて、私どももこの点を如何に
すべきかという点は一番苦慮した点であ
ります。

あります。併しながら翻つて考へて目ますると、信頼関係にある同志の間で財産を持ち寄つて有限会社を作つた。併しながらそのうちにいろ／＼の人々の間のことでもありますから何か不和があつた、又はその他止むを得ない事情があつたというような場合に、自分の出した財産がそこに封鎖されてしまつて動きが取れないというような状況では、財産権との関係から又考え直さなければならぬ点があるのであるのではないか。従つて現在の有限会社法はその点において財産権を不当に束縛することになつてゐるのではないか。いま少く何かその間の調和を考えたらどうかといふような考え方の下にいろ／＼苦心した結果、十九条のような甚だ複雑な規定でありまするが、これを考えたし

けであります。この考えは私ども自己の頭で一応考えたわけでありますがあとで調べて見ますと、アメリカなどにおきましてもこういうような制限の仕方はあるようになつております。五としてこのような制限の仕方をして置けば、実際いたしましてはそう不正当財産持分が移動されることもないだとうし又不正に持分が封鎖されてしまふこともないだらう、非常に適切なところに落付くものではないかと思つて九条のよう立案の仕方をいたしましたけであります。

○伊藤修君 別にアメリカがやるから日本に取入れなくちゃならないといふ法律はないのですから、アメリカだけ

ていいこともあれば悪いものもあるのですから、日本においては日本の美徳もあるのですから、日本の個性を活して、そうしていいものは取入れる、いうのならばともかく、何でもアメリカにあらからみんな取入れて行く、最近そういう傾向があつて困るので。この間も誰だかおつしやつたが、アーリカへ行つて来ると、何か土産がなくちやいけないというので、日本にふるわしくないものでもやはり作ろうとうような考え方、私はそういう考え方は日本が常に明治以来とつて来た悪考方じやないかと思うのです。殊この十九条のごときは、一体個人の財産を保護することに重点を置くか、本来の目的たる企業に重点を置くか、やしくも良識を持つてこの事業を營ために或る人に賛成してそこに投資しました。こういうふうになつたと、それになると同時にその財産の目的は定まつてしまふのです。又事業は十日や二十日を目的としているのです。少くとも

一つの事業を始めますすれば十年なりります。そういう目的として事業は営まれるのです。そういう目的を持つて構成された資本が、後日その人の考えによつていつでもそれが脱却できるということになりますれば、最初の目的とした事業形態の主体をなすもの、資本の形態といふものは、崩れて来るのです。それあなたはいわゆる投資した人の後日の意思の変更を尊重して、最初の意思というものをそこで無視しようといふ考え方、無視することもよろしいです。併しそれを基礎にして営まれた事業といふものは、本体が崩れて来るのです。どちらに重点を置かれるのですか。私は前者に重点を置いたほうがいいと思う。いわゆる最初の意思に重点を置くべきである。徒らに個人の財産の自由換価ということのみに重点を置かずには、何も強制したのではない、本人の自由意思によつて投資されたのですから、それを後日相続人であるとか或いはその人の心境の変化によつてはその資本がいつも異動するというあり方は、有限会社を組織して一つの事業を営む者にとって非常に傷手であると思う。又有限会社を認めたところの根本の基礎がこれによつて搖がされると思ふ。如何ですか。

であつても、その者は自由勝手に見ず知らぬ第三者に持分を譲渡して会社を出て行くということを認めるならば、折角同志的の信頼する者だけ集つた会社に異分子が入つて来て、会社の平和が乱れるということが生ずる心配があるわけであります。この第十九条の案のように現在の社員が何か止むを得ない事情でその持分を他に譲渡して資本を回収し、或いは会社の社員としての責任を免れたいという場合には、会社のほうで自分の信頼する者にその持分を譲渡してもらうと、そういう機会を会社のほうに確保して置けば、そろ全然会社の好ましくない第三者が飛込んでも、という機会も防げますので、有限会社において持分の譲渡を非常に制限しておるという趣旨も達せられるのではないかと存じておる次第であります。

事業を営む場合において、その人が持分を譲渡すれば、その人も去つて行ってしまう。その場合にそういうものを探すということはなか／＼困難です。実際問題として困難です、それはほかの人を探せばいいという一つの理窟は立つけれども、この十九条でいろ／＼のこういう制限をしておりますから、それによつて次に探せばいいじやないかという御議論もありますけれども、それはあなたたちの安易な考え方で、実際問題としては急に言い出されて、ここにある二週間とか五日とか、こんな日たちで容易にそんなエキスパートを選ぶことができるものじやないですか。そうすると安心して事業経営なんものはできるものじやない。いつ何時自分の信頼する持分、それに即ち人といふものが去つて行くかわからぬものができる。いわゆる有限会社といふ一つの法的措置によつて作られたところの会社経営といふものが、その面から我々は好ましくないことになる。そうすると株式会社に今度はよらなければならぬ。同じことです。うする株式会社は、先ほどあなたのお説のあるがごとく、現在の商法の規定によりますれば、大企業形態を目指とした法律の立て方です。十万円や二十万円、十九万五千円などといふような、経済価値の違つたこの際において、そういう会社を認めるといふこともおかしなものです。そういう点に私は非常な、本来の目的を失つて行く傾向にあるのではないかと私は思う。どうも今度の有限会社法の改正といふものは、ただ一途

事業を営む場合において、その人が持分を譲渡すれば、その人も去つて行ってしまう。その場合にそういうものを探すということはなか／＼困難です。

立つけれども、この十九条でいろ／＼のこういう制限をしておりますから、それによつて次に探せばいいじやないかという御議論もありますけれども、それはあなたたちの安易な考え方で、実際問題としては急に言い出されて、ここにある二週間とか五日とか、こんな日たちで容易にそんなエキスパートを選ぶことができるものじやないですか。そうすると安心して事業経営なんものはできるものじやない。いつ何時自分の信頼する持分、それに即ち人といふものが去つて行くかわからぬものができる。いわゆる有限会社といふ一つの法的措置によつて作られたところの会社経営といふものが、その面から我々は好ましくないことになる。そうすると株式会社に今度はよらなければならぬ。同じことです。うする株式会社は、先ほどあなたのお説のあるがごとく、現在の商法の規定によりますれば、大企業形態を目指とした法律の立て方です。十万円や二十万円、十九万五千円などといふような、経済価値の違つたこの際において、そういう会社を認めるといふこともおかしなものです。そういう点に私は非常な、本来の目的を失つて行く傾向にあるのではないかと私は思う。どうも今度の有限会社法の改正といふものは、ただ一途

に商法の改正で右へ微々、こうやつたような傾きがあつて、あなたの考え方にはないかと思うのです。

○政府委員(野木新一君) 有限会社法に即しないあり方だと思うのです。

○政府委員(野木新一君) 有限会社法のあり方と申しましようか、株式会社

との釣合をどの程度にするかという点につきましては、御意見のような考え方も相当有力にあり得るものとは存じます。併し例えば第十九条の点をとつて見ますと、御説のような見解も一部有力にあるとは思いますか、又他方面

有限会社につきましては、脱落とかい

う制度もありませんし、一旦有限会社

を組織した以上は、どうもそれから容

易に抜けられないということでは、終

戦後のこの個人の自由を重んずるとい

うような見地等から見ても、又先ほど申上げた財産権をそつ總りつけてしま

うというのも、新しい考え方からい

う少し行き過ぎではないか、むしろ第

十九条程度にしておけば、その調和点

として適当はなかろうか、そういう考

えの下にこの案を立てたわけであります。

○伊藤修君 終戦におけるところの個人の自由の尊重ということはつとに

我々声を大にして主張しておるわけ

です。併しそれも限度がある、公共の福

祉も場合によつてはそれは制約される

ことは当然のことです。又かよな経

済的価値の問題に対しますれば、いず

れを重しと考えるか。個人の自由のみ

を尊重して、企業形態の本体をも潰滅

させるような、又その基礎を搖がすよ

うなことまでなさめでは、それは結

局角を矯めて牛を殺ような結果に至る

のです。そういうたゞ新らしがりに考

えることはどうかと思うのですよ。そ

れは限度があると思う。今私は直せとか何とか言うわけではありません。修

考え方がどうもそういう考え方で正しろというわけではありませんが、

それで今後どしき改廃されますこと

は。実際企業を営む者としては不安な状態に置かれます。余りに個人の自由を尊重する故に本来の目的というものが失つて行つてしまふ。それは結局有限会社といふものをを作る必要もなくなります。株式会社と何ら選ぶどころはない。

○政府委員(野木新一君) 御質問の点は誠に貴重な御意見であります、いろいろの場合に十分常に考慮に入ればならないと存じます。併しながら

十九条は実際の運用を見ますれば、

十九条のような立てかたで実際の有限

会社の要望は全うせられるのではない

か。即ち新らしい十九条のような立て

かたにいたしましても、有限会社の結

合が、或いは信頼関係が急に薄らいで

行くというような心配は先づなかろ

う。そう信ずるものであります。

○伊藤修君 いつまで議論していく

果しは盡きませんが、私はどうも今度

の有限会社改正に当つての當局の考

え方といふものが全く行き過ぎている

ところ思うのです。それは親心でなさ

つたのかもわかりませんが、それなら

株式会社と有限会社と二つ区別する

ことはできないよな法律は、これは立

法技術からいつても全く不体裁なこと

でありますから、これは立法の大家の

苦慮したわけであります。十九条は現

実に裁判所あたりで問題になつたこと

があるかという質問でござりまする

○政府委員(野木新一君) 実は株式会社につきましては、例えば経団連とか各種の団体等がありまして、いろいろの数字的資料も、又実情もわかるわけであります。有限会社につきましては統計的資料が殆んどありませんので、

この十九条の立案のときなども非常に苦慮したわけであります。十九条は現実に裁判所あたりで問題になつたこと

が、この点は私ども立案の途中におきましては、特に裁判所関係から出た委員のかたから承わつたことはあります

場合においては、国民生活の上においていろいろ／＼な隔離があり困難があり、不自由を感じておるところに法律を作つて、それを賄つてやるというのが我的立場であります。今実際問題として法律生活の上においてそういうことが余りに起つて来ない、又将来起る

べきということが予想されれば又別でありますけれども、そうではないので

うように法文を捻つて、而もこういうわけのわからんような文字を使わなく

て、法律生活の上においてそういうことが余りに起つて来ない、又将来起る

べきということが予想されれば又別でありますけれども、そうではないので

うように法文を捻つて、而もこういうわけのわからんような文字を使わなく

を延期したいという気持は皆さん御同様だと思うのです。これは政党公派を問わずそういう考え方が多いと思うのです。それがどうしてもこれを審議結了せしめざるを得ないという立場に置かれておるその根拠を明らかにしておきたいと思います。私の考えとしては、若しこの施行法案が通過せざる場合におきましては、本法たる商法がすでに施行されて七月一日から生きるのでありますから、そうすると施行法案が成立しない結果、商法が半身不随になります、そうすると実際の経済界に及ぼす影響といふものがその面において大きくなる。その動く商法の中で半身不随になる面がある。その半身不隨から来るところの実業界に及ぼす影響といふものは非常に重大なものがある。こう考えるのです。従つて止むを得ず本法に対しましては贅意を表せざるを得ないと、こう考えておるのでですが、ただいわゆる施行法が不成立になつた場合において、実体法たる商法が動いて来る。その場合におけるところの結果ですね、悪い結果……、どういうようなものがあるかということは、私ども調べてありますけれども、一応速記録の上に明らかにしておきたいと思います。お述べべ願いたいと思います。

ているわけでありますから、先ず第一点に、その点で施行法が成立施行されませんと、定款の絶対的記載事項を欠きますから、現存の会社の存立が危くなるという結果が一番大きい点だと思います。

それから一面、少數株主の権利の強化というようなことも、これも取締役の権限増大といったようなものと非常に関係があるわけでありまして、少數株主権の限界をきめます例えは株数であるとか、旧法でいえば資本という点が食い違つて参りまして、少數株主権の適用が非常に困難になるというようなことが起るかと考へております。
○伊藤修君 まだいろいろ細かい点は大分用意してあるのであります、お尋ねしたいと思いますが、もうここに至つては何をか言わんやですから、この程度にして打切ります。

○中山福蔵君 私の伺いたいところは、大体伊藤委員の最後の間でわかりましたから、その点は省くことにいたします。ただ二点だけを急を押しておきたいと思います。それは有限会社法並びに株式会社の性質に関する質問應答が行われておりましたが、時間がありませんから一切の理由を抜きにして、結論としてお尋ねしたいのは、将来この有限会社というものは、或る時期にはこれに関する法律は廃止したほうがいいのじやないかという考え方を持つておるのであります。如何でしょうか。そういう何はございませんか、政府におかれましては……。むしろないほうがいいと思しますが……。

額によつて何か特例を設けるなり、或いは株式会社は一定の資本以上に限らないかと思います。株式会社の資本の額を現在のままにしておいて有限会社法を廃止するということは、又却つて逆に経済界に大きな影響を与えるのではなかうよなことを併せて考えて見なければならぬと思つたが、若し株式会社について適當な資本額を限るといふような見解が有力になりますと、適当なる額で限られたならば、その場合において有限会社の制度を再反省して、その際に総合的に全体的に考へるといふことにならうと思ひますが、今すぐこれを廃止したほうがよいかどうかといふことにつきましては、むしろなお存続したほうがいいのぢやないか、少くとも慎重研究の結果を待つべきである。さよう考えておる次第であります。

○中山福蔵君 その点については十 分

一つ御研究を願いたいと思います。最後にもう一つお尋ねしておきますが、これは提案理由の説明の弊頭に当つてお尋ねすることを私尋ねて落しておりましたからお尋ねするのであります。が、衆議院の法務委員会においてこの商法改正に關する法律の適用の施行期日を、改正商法の、つまりこの商法改正に關する法律の適用の施行期日を七月の一 日としておつた、それをおつたので、一先ずそういう仮案をこしらえた、併しながら経済關係或いは経済諸機關の意見を聞いて、やはりこの十月一日に逆戻りしてきめたということに對して、原則としてといふ御説明があつたといふことを記憶しておりま すが、然らばこの例外といふものは必ず起きて來なければならんが、その例

に経済界に大きな影響を与えるのでは
を廢止するということは、又却つて逆
ないかと思います。株式会社の資本の
額によつて何か特例を設けるなり、或
いは株式会社は一定の資本以上に限
る。そういうようなことを併せて考え
て見なければならないと思うわけであ
りますが、若し株式会社について適当
な資本額を限るというような見解が有
力になりますて、適當なる額で限られ
たならば、その場合において有限会社法
の制度を再反省して、その際に総合的
に全体制的に考へるといふことにならう
と思ひますが、今すぐこれを廢止した
ほうがよいかどうかということにつきま
しましては、むしろなお存続さしたほう
がいいのじやないか、少くとも慎重研
究の結果を待つべきである。さよう考
えおる次第であります。

外といふ場合についてのお考え方は、うでしようか、それは例外を認めらますか。そのときに原則としてということを御説明になつた。それはどうですか。ここに書いてありますねが、一法の一部を改正する法律は原則として、原則という字を使つておりますと、例外の場合といふことも起り得るということが予想されるわけですね、こういうことになりますと。

外という場合についてのお考え方はどうでしょうか、それは例外を認められますか。そのときに原則としてということを御説明になつた。それはどうですか。ここに書いてありますねが、商法の一部を改正する法律は原則としと、原則という字を使っております、例外の場合といふことも起り得るということが予想されるわけですね、こういうことになりますと。

○衆議院議員(押谷富三君) お答えをいたします。この改正商法は原則として、その改正商法の一部分、例え十七条に「旧法によつて成立した株会社の総会の決議の要件については左に掲げる日のうちいづれか早い日では」と、こう書いてあります。が、こういうような列挙いたしておりますが、関係だけは例外となつて、これが一

からお尋ねしておくるのですが、これはどういう交渉があつてこうおきめになつたのですか。それを一つ内容の一部でも漏らしておいて頂きたい。わからんです、これでは。

○衆議院議員(押谷富三君) この改正商法の全体の考え方につきまして、日本の産業の実情と果してそれが一致しているかどうかというような事柄につきましては、又いろいろ考え方もありますようが、差当たり施行法の審議の状況と睨み合せまして、改正商法の実施に当る準備期間が極めて短いのでありますから、そこでこれを全面的に延期をしたいという考え方を以ちまして当初は一年ぐらいた延ばしたい、こう考へて臨んだのであります。ところが関係方面の意見などを徴しました結果、それが非常に困難であるというので、或いは半年になり十一月になり、十月になるというようなわけで、改正商法の延期の内容は交渉の過程におきましていろいろと変つて來たのであります。そして最後に得ましたのがここに御審議頂いておりますような法案の内容になつたのであります。この成案を得るまでは随分関係方面との折衝を重ねて來ました。その重ねました主な内容といたしましては、只今申上げたように全面延期というのを狙いとしたしまして、その全面延期がいつまで延期をしてもらえるか、いつまで延期をしようか、こういうところにむづかしい折衝が繰返されておつたということを御承知をお願いしたいと思います。

方面と言われたが、結局何でしよう、總司令部、これは速記をやめて頂いても結構ですが、そういう意味ですか。
○衆議院議員（押谷富三君） そうです
○中山福蔵君 それならばわかりました。

○委員長（鈴木安孝君） 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（鈴木安孝君） 速記を始めて下さい。他に御質疑もないようではありますから、商法の一部を改正する法律施行法案、商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、非訟事件手続法の一部を改正する法律案、有限会社法の一部を改正する法律案、商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、右五案について便宜一括してこれより討論に入ります。他に御発言もなければ討論は終局したものと認めて、直ちに採決に入ります。五案をいずれも可とせられるかたの御挙手を願います。

○委員長（鈴木安孝君） 速記を始めて下さい。他に御質疑もないようではありますから、商法の一部を改正する法律施行法案、商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、非訟事件手続法の一部を改正する法律案、有限会社法の一部を改正する法律案、商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、右五案について便宜一括してこれより討論に入ります。他に御発言もなければ討論は終局したものと認めて、直ちに採決に入ります。五案をいずれも可とせられるかたの御挙手を願います。

委員長 理事

鈴木 安孝君

左藤 長谷山行毅	北村 一男	中山 福蔵
宮城タマヨ	伊藤 修	齊 武雄

○委員長（鈴木安孝君） それではこれで散会いたします。

午後三時二十三分散会
出席者は左の通り。

北村 一男君
左藤 義誼君
宮城タマヨ君
鬼丸 義齊君

長谷山行毅君
齊 武雄君
岡部 常君
中山 福蔵君

羽仁 五郎君
須藤 五郎君

押谷 富三君

衆議院議員

國務大臣

法務総裁

政府委員

法制意見長官

法務府法制意見第
四局長

法制意見参考官

事務局側
常任委員

長谷川 宏君

○委員長（鈴木安孝君） 御異議ないと認めます。五案についてそれ／＼御賛成のかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

鬼丸 義齊

岡部 常

昭和二十六年六月十三日印刷

昭和二十六年六月十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁